資料２―２

（別紙様式５）

# 行政財産使用許可内容

（鹿児島県公有財産管理規則第28条第２項関係）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １号 | 財産事務管理者の職及び氏名 | | |
| ２号 | 使用許可を受けようとする者の住所及び氏名 | | |
| ３号 | 使用を許可しようとする行政財産の種類，所在地及び明細 | 公共用<br>（建物　　㎡）<br>（土地　　㎡） | 所在地 |
| ４号 | 使用を許可しようとする理由及び使用の目的 | | |
| ５号 | 使用許可年月日及び期間 | 平成　・　・　～平成　・　・　（　　年間） | |
| ６号 | 使用料及びその算定基礎 | | |
| ７号 | 使用料を減免する理由及び根拠 | 鹿児島県財産に関する条例第７条第４項に規定する特別な事情に該当<br>○行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準（昭59.3.10付管財課長通知）<br>第　　項　第　　号により全額免除 | |
| ８号 | 使用料の歳入科目 | 款<br>項<br>目<br>節 | |

１　行政財産の使用許可案　―――別添のとおり

２　行政財産の時価評価額調書　――　別添のとおり

３　行政財産使用許可申請書（位置図等を含む）―――別添のとおり

※　該当のない箇所は斜線で抹消すること。

※　使用許可は，最大限３年間（例外として電柱等敷，地下埋蔵物は５年間）であり，終期は３月３１日又は９月３０日となるので注意すること。

資料２－３

**※使用許可書については，県職コミ文書管理中の総務部・財政課・財産活用対策室・公有財産関係フォルダ内：行政財産の使用許可書（標準例）参照**

使用許可（有料用）

# 行政財産の使用許可書

（連帯保証人をたてないとき）

鹿○○高第○○○号
平成　　年　　月　　日

様

鹿児島県立○○○○学校
校長　○　○　○　○　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請は，下記の条件を付して許可します。

なお，この処分に不服があるときは，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６０日以内に総務大臣若しくは知事に審査請求若しくは異議申立てをし，又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求又は異議申立てをした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

記

| | |
|---|---|
| 許可番号 | |
| 許可区分 | 使用許可 |
| 行政財産の口座名 | |
| 行政財産の種類 | |

許可条件

1　使用許可行政財産（以下「許可物件」という。）の明細

2　許可物件の所在地　字名及び地番

3　使用の目的（用途）
　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が設置（建設）し自ら使用する

4　許可の期間
　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

5　使用の目的に供する期間
　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

―　年度始・中途用（有料）　―

6　使用料　　円

7　使用料の支払い方法

次に定めるところにより，別に発行する納入通知書によって納入すること。

| 年　　度 | 回　　数 | 納　入　金　額 | 納　入　期　限 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 計 | 円 | | |

8　善良な管理者の注意をもって許可物件の管理の任にあたること。

9　許可物件の価額が著しく上昇し又は低下したとき若しくは許可物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認められるときは，許可条件６の使用料の額を増額し又は減額する。

10　使用者以外の者に使用させないこと。

11　使用の目的（用途）以外の用途に使用しないこと

―　年度始・中途用（有料）　―

12　許可物件の原状を変更しないこと。ただし，別に許可を受けたときはこの限りでない。

13　許可物件の維持修繕等の費用は，許可者の負担とする。ただし，小規模の維持修繕等については承認を得て使用者が負担すること。

14　許可物件の一部が滅失し又はき損した場合には，直ちにその状況を通知すること。

15　使用者に対しその業務等について質問し，帳簿類等を調査し，又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めたときは，その調査を拒み，若しくは妨げ，又は資料等の提出を怠ってはならない。

16　使用料を納期限内に納入しないため督促状を発した場合は，鹿児島県財産に関する条例（昭和３９年３月３０日条例第１２号）第１１条第１項に規定する延滞金を納入しなければならない。

17　許可物件を故意若しくは過失により荒廃させ，又は損傷し，その他許可条件に違反したため許可者が，原状回復又は損害の賠償を請求したときは，その請求により指定する日までに原状に回復し，又は損害を賠償しなければならない。

18　次の一つに該当するときは，催告の手続を要しないでこの許可を取り消すことがある。

(1)　公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。

(2)　使用者が許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき。

19　許可期間の満了又はこの許可を取り消されたため使用者又は第三者に損害を生じても許可者はなんらの責にも任じない。

　なお，第三者の損害については，使用者の責めにおいて処理すること。

20　この許可により使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。

21　許可期間が満了したとき，又はこの許可を取り消されたときは，別に許可する場合を除き，指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。

22　使用者は，この許可条件末尾の誓約書を許可者に提出すること。

23　使用者はこの許可条件に不服があるときはこの通知を受けた日から起算して５日以内（許可期間が１０日未満のときは，この通知を受けた日）にこの許可に係る申請を取り下げることができる。

24　この許可条件に疑義を生じ又はこの許可条件にない事項で必要が生じたときは，鹿児島県の関係条例規則等によるほか知事の定めるところによる。

―　年度始・中途用（有料）　―

資料２－４
使用許可（無料用）

# 行政財産の使用許可書

（連帯保証人をたてないとき）

鹿○○高第○○○号
平成　年　月　日

様

鹿児島県立○○○○学校
校長　○　○　○　○　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請は，下記の条件を付して許可します。

なお，この処分に不服があるときは，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６０日以内に総務大臣若しくは知事に審査請求若しくは異議申立てをし，又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求又は異議申立てをした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

記

| | |
|---|---|
| 許可番号 | |
| 許可区分 | 使用許可 |
| 行政財産の口座名 | |
| 行政財産の種類 | |

許可条件

1　使用許可行政財産（以下「許可物件」という。）の明細
2　許可物件の所在地　字名及び地番
3　使用の目的（用途）
　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が設置（建設）し自ら使用する
4　許可の期間
　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
5　使用の目的に供する期間
　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
6　使用料
　無料とする
7　善良な管理者の注意をもって許可物件の管理の任にあたること

―　年度始・中途用（無料）　―

8　許可物件の価額が著しく上昇し又は低下したとき若しくは許可物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認められるときは，有料とする。

9　使用者以外の者に使用させないこと。

10　使用の目的（用途）以外の用途に使用しないこと。

11　許可物件の原状を変更しないこと。ただし，別に許可を受けたときはこの限りでない。

12　許可物件の維持修繕等の費用は，許可者の負担とする。ただし，小規模の維持修繕等については承認を得て使用者が負担すること。

13　許可物件の一部が滅失し又はき損した場合には，直ちにその状況を通知すること。

14　使用者に対しその業務等について質問し，帳簿類等を調査し，又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めたときは，その調査を拒み，若しくは妨げ，又は資料等の提出を怠ってはならない。

15　許可物件を故意若しくは過失により荒廃させ，又は損傷し，その他許可条件に違反したため許可者が，原状回復又は損害を賠償の賠償を請求したときは，その請求により指定する日までに現状に回復し，又は損害を賠償しなければならない。

16　次の一つに該当するときは，催告の手続きを要しないでこの許可を取り消すことがある。

(1)　公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

(2)　使用者が許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき。

17　許可期間の満了し又はこの許可を取り消されたため使用者又は第三者に損害を生じても許可者はなんらの責めにも任じない。

なお，第三者の損害については，使用者の責めにおいて処理すること。

18　この許可により使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。

19　許可期間が満了したとき，又はこの許可を取り消されたときは，別に許可する場合を除き，指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。

20　使用者は，この許可条件末尾の誓約書を許可者に提出すること。

21　この許可条件に不服があるときは，この通知を受けた日から起算して５日以内（許可期間が１０日未満の時は，この通知を受けた日）にこの許可に係る申請を取り下げることができる。

22　この許可条件に疑義を生じ又はこの許可条件にない事項で必要が生じたときは，鹿児島県の関係条例規則等によるほか知事の定めるところによる。

（標準例：子メーターがあるもの用）

# 行政財産の使用許可書

第　　号

平成　　年　　月　　日

様

許可者職

及び氏名

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請は，下記の条件を付して許可します。

なお，この処分に不服があるときは，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６０日以内に総務大臣若しくは知事に審査請求若しくは異議申立てをし，又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求又は異議申立てをした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

記

| | |
|---|---|
| 許可番号 | |
| 許可区分 | 使用許可 |
| 行政財産の口座名 | |
| 行政財産の種類 | |

許可条件

1　使用許可行政財産（以下「許可物件」という。）の明細

2　許可物件の所在地　字名及び地番

3　使用の目的（用途）

　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が設置（建設）し自ら使用する

4　許可の期間

　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

5　使用の目的に供する期間

　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

6　使用料　　円

ただし，使用者は，電気（等）使用料として，月々の使用量に応じ，許可者が発行する納入通知書により，光熱水費相当額を納入すること。

7　使用料の支払い方法

次に定めるところにより，別に発する納入通知書によって納入すること。

| 年　　度 | 回　　数 | 納　入　金　額 | 納　入　期　限 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 計 | 円 | | |

8　光熱水費

使用者は，6に定める使用料のほか，当該施設の使用に係る光熱水費の実費相当額を負担するものとし，その算定方法は，行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定について（昭和59年3月10日付　総括管理者通知）に基づき以下のとおりとする。

(1)子メーターがある場合

子メーターの使用量に基づき，親メーターにより県が支払う光熱水費を按分して算定する。

(2)子メーターがない場合

電気料については，事務室等の目的で使用する場合は面積割りにより，電気器具等を設置する目的で使用する場合は当該機器の年間推定消費電力により，親メーターの過去１年間の電気料の総額を按分して算定する。

水道料については，食堂など大量の水を使用する場合は，使用の実態に応じた合理的な方法により算定する。

熱源料については，面積割りにより算定する。

9　善良な管理者の注意をもって許可物件の管理の任にあたること。

10　許可物件の価額が著しく上昇し又は低下したとき若しくは許可物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認められるときは，許可条件6の使用料の額を増額し又は減額する。

11　使用者以外の者に使用させないこと。

12　使用の目的（用途）以外の用途に使用しないこと。

13　許可物件の原状を変更しないこと。ただし，別に許可を受けたときはこの限りでない。

14　許可物件の維持修繕等の費用は，許可者の負担とする。ただし，小規模の維持修繕等については承認を得て使用者が負担すること。

15　許可物件の一部が滅失し又はき損した場合には，直ちにその状況を通知すること。

16　使用者に対しその業務等について質問し，帳簿類等を調査し，又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めたときは，その調査を拒み，若しくは妨げ，又は資料等の提出を怠ってはならない。

17　使用料を納期限内に納入しないため督促状を発した場合は，鹿児島県財産に関する条例（昭和３９年３月３０日条例第１２号）第１１条第１項に規定する延滞金を納入しなければならない。

18　許可物件を故意若しくは過失により荒廃させ，又は損傷し，その他許可条件に違反したため許可者が，原状回復又は損害の賠償を請求したときは，その請求により指定する日までに原状に回復し，又は損害を賠償しなければならない。

19　次の一つに該当するときは，催告の手続を要しないでこの許可を取り消すことがある。

（1）公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。

（2）使用者が許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき。

20　許可期間が満了し又はこの許可を取り消されたため使用者又は第三者に損害を生じても許可者はなんらの責にも任じない。

なお，第三者の損害については，使用者の責めにおいて処理すること。

21　この許可により使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。

22　許可期間が満了したとき又はこの許可を取り消されたときは，別に許可する場合を除き，指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。

23　この許可に伴うすべての債務及び条件を使用者と連帯して履行するため，許可者が承認する連帯保証人をたてること。

24　使用者及び連帯保証人は，この許可条件末尾の誓約書を許可者に提出すること。

25　使用者は，この許可条件に不服があるときは，この通知を受けた日から起算して5日以内（許可期間が10日未満の時は，この通知を受けた日）にこの許可に係る申請を取り下げることができる。

26　この許可条件に疑義を生じ又はこの許可条件にない事項で必要を生じたときは，鹿児島県の関係条例規則等によるほか知事の定めるところによる。

（標準例：子メーターがないもの用）

# 行政財産の使用許可書

第　　号

平成　　年　　月　　日

様

許可者職

及び氏名

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請は，下記の条件を付して許可します。

なお，この処分に不服があるときは，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６０日以内に総務大臣若しくは知事に審査請求若しくは異議申立てをし，又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の定めるところにより，この書面を受けた日の翌日から起算して，６月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求又は異議申立てをした場合には，処分の取り消しの訴えは，その審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

記

| | |
|---|---|
| 許可番号 | |
| 許可区分 | 使用許可 |
| 行政財産の口座名 | |
| 行政財産の種類 | |

許可条件

1　使用許可行政財産（以下「許可物件」という。）の明細

2　許可物件の所在地　字名及び地番

3　使用の目的（用途）

　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が設置（建設）し自ら使用する

4　許可の期間

　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

5　使用の目的に供する期間

　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

6　使用料

ただし，使用者は，標記使用料に８光熱水費に基づき算定した電気代（等）の光熱水費を加算した額を使用料として，許可者が発行する納入通知書により納入すること。

7　使用料の支払い方法

次に定めるところにより，別に発する納入通知書によって納入すること。

| 年　　度 | 回　　数 | 納　入　金　額 | 納　入　期　限 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 第　　回 | 円 | 平成　年　月　日 | |
| | 計 | 円 | | |

8　光熱水費

使用者は，当該施設の使用に係る光熱水費の実費相当額を負担するものとし，その算定方法は，以下のとおりとする。

電気料については，事務室等の目的で使用する場合は面積割りにより，電気器具等を設置する目的で使用する場合は当該機器の年間推定消費電力により，親メーターの過去１年間の電気料の総額を按分して算定する。

水道料については，食堂など大量の水を使用する場合は，使用の実態に応じた合理的な方法により算定する。

熱源料については，面積割りにより算定する。

9　善良な管理者の注意をもって許可物件の管理の任にあたること。

10　許可物件の価額が著しく上昇し又は低下したとき若しくは許可物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認められるときは，許可条件6の使用料の額を増額し又は減額する。

11　使用者以外の者に使用させないこと。

12　使用の目的（用途）以外の用途に使用しないこと。

13　許可物件の原状を変更しないこと。ただし，別に許可を受けたときはこの限りでない。

14　許可物件の維持修繕等の費用は，許可者の負担とする。ただし，小規模の維持修繕等については承認を得て使用者が負担すること。

15　許可物件の一部が滅失し又はき損した場合には，直ちにその状況を通知すること。

16　使用者に対しその業務等について質問し，帳簿類等を調査し，又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めたときは，その調査を拒み，若しくは妨げ，又は資料等の提出を怠ってはならない。

17　使用料を納期限内に納入しないため督促状を発した場合は，鹿児島県財産に関する条例（昭和３９年３月３０日条例第１２号）第１１条第１項に規定する延滞金を納入しなければならない。

18　許可物件を故意若しくは過失により荒廃させ，又は損傷し，その他許可条件に違反したため許可者が，原状回復又は損害の賠償を請求したときは，その請求により指定する日までに原状に回復し，又は損害を賠償しなければならない。

19　次の一つに該当するときは，催告の手続を要しないでこの許可を取り消すことがある。

（1）公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。

（2）使用者が許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき。

20　許可期間が満了し又はこの許可を取り消されたため使用者又は第三者に損害を生じても許可者はなんらの責にも任じない。

なお，第三者の損害については，使用者の責めにおいて処理すること。

21　この許可により使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。

22　許可期間が満了したとき又はこの許可を取り消されたときは，別に許可する場合を除き，指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。

23　この許可に伴うすべての債務及び条件を使用者と連帯して履行するため，許可者が承認する連帯保証人をたてること。

24　使用者及び連帯保証人は，この許可条件末尾の誓約書を許可者に提出すること。

25　使用者は，この許可条件に不服があるときは，この通知を受けた日から起算して5日以内（許可期間が10日未満の時は，この通知を受けた日）にこの許可に係る申請を取り下げることができる。

26　この許可条件に疑義を生じ又はこの許可条件にない事項で必要を生じたときは，鹿児島県の関係条例規則等によるほか知事の定めるところによる。

※記載例

# 使用料減免申請書

平成　　年　　月　　日

鹿児島県知事　殿

申請者　住　所

氏　名　　印

下記理由等により，使用料の減免を受けたいので，鹿児島県財産に関する条例第７条第４項の規定により申請します。

記

１　対象財産

県庁舎行政棟○階　○○課の一部，○．○㎡

２　使用目的

事務室

３　減免申請の理由（参考資料を添付してください）

当協会は，○○課の指導のもと，○○業務を行っている公益法人ですが，当該業務は県の事務と密接に関係しており，県の○○課内で事務を行う必要があるため，使用料の減免を申請します。

（添付資料）

収益状況（申請前過去３年分）について，別添の記載要領をもとに記入してください。

※使用許可面積が９．０㎡未満の団体におかれましては，記入の必要はありません。

○平成（　　）年度　　（単位：千円）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年間収入合計 | | | | | | | |
| 会費収入 | | | | | | | |
| 財産運用収入 | | | | | | | |
| 寄付・補助金等収入 | | | | | | | |
| 事業収入 | | | | | | | |
| うち収益事業収入 | | | | | | | |
| その他の収入 | | | | | | | |
| 前期繰越収支差額 | | | | | | | |

$$\frac{\text{うち収益事業収入}}{\text{年間収入合計}} \times 100 \quad \%$$

○平成（　　）年度　　（単位：千円）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年間収入合計 | | | | | | | |
| 会費収入 | | | | | | | |
| 財産運用収入 | | | | | | | |
| 寄付・補助金等収入 | | | | | | | |
| 事業収入 | | | | | | | |
| うち収益事業収入 | | | | | | | |
| その他の収入 | | | | | | | |
| 前期繰越収支差額 | | | | | | | |

$$\frac{\text{うち収益事業収入}}{\text{年間収入合計}} \times 100 \quad \%$$

○平成（　　）年度　　（単位：千円）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年間収入合計 | | | | | | | |
| 会費収入 | | | | | | | |
| 財産運用収入 | | | | | | | |
| 寄付・補助金等収入 | | | | | | | |
| 事業収入 | | | | | | | |
| うち収益事業収入 | | | | | | | |
| その他の収入 | | | | | | | |
| 前期繰越収支差額 | | | | | | | |

$$\frac{\text{うち収益事業収入}}{\text{年間収入合計}} \times 100 \quad \%$$

※記載内容の判明する資料（決算書等の写し）を添付してください。

# 記　載　要　領

収支計算書総括表等の数値を基に記入してください。ゼロの項目には「０」を記入してください。数値の単位は千円単位とします。千円未満は四捨五入してください。

| | |
|---|---|
| 年間収入合計 | 収支計算書総括表の当期収入合計（＝年間収入合計）を記入する。 |
| 会費収入 | 会員（民法上の社員，賛助会員等会員の種類を問わない）の入会金，会費収入等を記入する。 |
| 財産運用収入 | （基本・運用財産の区別無く）財産の運用で得た収入額を記入する。 |
| 寄付・補助金等収入 | 寄付金，補助金，助成金等（反対給付を伴わない性質のもの）の収入額を記入する。（拠出者は個人，企業，公的機関等種類を問わない） |
| 事業収入 | 事業（公益・収益事業の種類は問わない）による収入額を記入する。<br>省庁等からの委託費交付を伴う委託事業による収入も含む |
| 収益事業収入 | 事業収入のうち，収益事業（付随的に行う収益を目的とする事業）からの収入額を記入する。ただし，収益事業を特別会計にしている場合に，他会計からの繰入金収入は含めない。また，鹿児島県からの委託費交付を伴う委託事業による収入についても含めない。 |
| その他の収入 | 上記収入（会費収入，財産運用収入，寄付・補助金等収入，事業収入）以外の収入額を記入する（例：借入金収入） |
| 前期繰越収支差額 | 収支計算書総括表の前期繰越収支差額を記入する。 |

資料２－５

# 誓　約　書

　このたび，平成　　年　　月　　日付け，　　第　　号により，県の行政財産の使用の許可を受けましたが，このうえは県の関係条例規則及び御指示の事項を固く守ります。

　なお，使用に伴うすべての債務及び条件を履行することをここに誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

住所

許可を受けた者

氏名　　㊞

資料２－６

昭和５９年３月１０日

各財産事務管理者　殿

鹿児島県出納室管財課長

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準の
運用について（通知）

このことについて，鹿児島県財産に関する条例（昭和３９年３月３０日条例第１２号）第７条第４項に基づき，別紙のとおり「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準」を定めたので，この運用にあたっては事務処理に遺憾のないようにしてください。

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準

※平成16年３月改正，４月１日から適用

鹿児島県財産に関する条例第７条第３項に規定する行政財産の使用料の減免の取り扱い基準については，次のとおりとする。

（標準年額の減免）

１　次の各号のいずれかに該当するときは，鹿児島県財産に関する条例第７条第１項に規定する標準年額に相当する額の範囲内において，当該各号に定める割合を限度として，減免することができるものとする。

(1) 国及び他の公共団体が，公用又は公共用に供する場合であって，県と共同して又は県の要請による事務又は事業を行うために使用するとき　標準年額の10／10

(2) 公共団体及び公共的団体その他の者（以下，「公共的団体等」という）が，県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務又は事業を行うために使用する場合であって，次のいずれかに該当するとき標準年額の10／10

ア　公共的団体等の使用部分が専用の事務室でなく，かつ，使用面積が小規模（9．0㎡未満）であるとき。

イ　公共的団体等が収益を目的とした事業を営んでいないとき又は収益を目的とした事業を営んでいるが，当該収益の総収入に占める割合が1／2未満のとき。

(3) 公共的団体等が，県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務又は事業を行うために使用する場合であって，収益を目的とした事業を営んでおり，当該収益の総収入に占める割合が1／2以上のとき　標準年額の1／2

(4) 職員，学生又は入院患者等の福利厚生のため又は施設利用者の利便等のため食堂・売店（自動販売機を含む。）又は理髪店等設置するとき　標準年額の1／2（当該施設の経営状況及び設置の必要性等から特に使用料の減免が必要であるとを認められる場合にあっては，標準年額の10／10）

(5) 地方職員共済組合その他職員の団体（7号に掲げる団体を除く。以下同じ。）が，その事務又は事業の用に直接供するために使用するとき　標準年額の10／10

(6) 地方職員共済組合等が県の職員の住宅敷地の用に供するとき　標準年額の10／10

(7) 職員の生活協同組合及び職員の労働組合が直接事務室の用に供するとき　標準年額の10／10

(8) 県の施設への引込み専用の電柱等敷として使用するとき　標準年額の10／10

(9) 公共的団体等が当該県有地等に由来する記念碑又は，県の事務及び事業に直接かかわりのある記念物を設置するために使用するとき　標準年額の10／10

（光熱水費の免除）

2　次のいずれかに該当するときは，光熱水費の全額を免除することができる。

（1）公共的団体等が，県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務又は事業を行うために使用する場合であって，当該使用部分が専用の事務室でなく，かつ，使用面積が小規模（9．0㎡未満）であるとき。

（2）地方職員共済組合その他職員の団体が，その事務又は事業の用に直接供するために使用するとき。

（知事の特認）

3　知事は，1及び2の規定によるほか，特別な事情があると認めるときは，標準年額及び光熱水費を減免することができる。